

平成24年6月25日制定
平成25年3月18日一部改正
平成26年3月28日一部改正
平成28年3月28日一部改正
平成29年3月14日一部改正
平成29年9月30日一部改正
平成30年3月31日一部改正

鹿児島市観光農業公園嘱託職員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市観光農業公園（以下「観光農業公園」という。）の業務を推進するため、観光交流局観光交流部グリーンツーリズム推進課に観光農業公園企画運営指導員、観光農業公園運営嘱託員、農業体験指導員及び地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日総行応第38号総務事務次官通知）に基づく観光農業公園地域おこし協力隊員（以下これらを「嘱託員」という。）を設置し、あわせて嘱託員の身分、業務、勤務条件その他服務等について必要な事項を定めるものとする。

(身分及び所属)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

2 嘱託員は、鹿児島市会計規則（平成4年規則第16号）第13条第1項に規定する収納取扱員とする。

3 嘱託員の所属は、観光交流局観光交流部グリーンツーリズム推進課とする。

(業務の内容)

第3条 嘱託員は、観光交流局観光交流部グリーンツーリズム推進課長（以下「所属長」という。）の指揮監督を受け、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める業務に従事するものとする。

(1) 観光農業公園企画運営指導員

- ア 観光農業公園内における体験プログラム管理等ソフト事業の総括補助に関すること。
- イ 滞在型市民農園に関すること。
- ウ 観光農業公園の農産物直売組織の運営指導に関すること。
- エ 観光農業公園内の植栽維持計画の策定の補助及び管理に関すること。
- オ その他所属長が指示する事項

(2) 観光農業公園運営嘱託員

- ア 観光農業公園の来園者受付、施設案内及び利用者相談に関する事
- イ 観光農業公園の予約受付及びホームページの管理に関する事
- ウ 観光農業公園の広報に関する事
- エ イベント等の企画の補助に関する事
- オ その他所属長が指示する事項

(3) 農業体験指導員

- ア 観光農業公園の農業体験、調理体験、食品加工体験及び工芸体験プログラムの企画及び運営の補助並びに指導に関する事
- イ 滞在型市民農園利用者への作付け指導に関する事
- ウ 各種体験の受付及び体験料等の収納に関する事
- エ イベント、園外体験等の企画の補助に関する事
- オ 地域農家との調整に関する事
- カ 体験用農地の農作物栽培計画の補助及び管理に関する事
- キ 観光農業公園の農業機械の操作及び管理に関する事
- ク その他所属長が指示する事項

(4) 観光農業公園地域おこし協力隊員

- ア 地域資源を活用した各種体験等の企画及び運営の補助並びに指導に関する事
- イ 地域や関係団体等と連携したイベントの企画及び開催の補助に関する事
- ウ 市民や大学等との連携による施設運営に関する事
- エ 観光農業公園の農産物直売所等の商品開発に関する事
- オ 観光農業公園の広報に関する事
- カ その他所属長が指示する事項

(委嘱)

第4条 嘱託員は、委嘱をしようとする年度の4月1日現在において満65歳以下の者で、前条各号に掲げる業務を行わせるについて適任と認められるもののうちから市長が委嘱する。ただし、市長が必要があると認めるときは、満66歳以上の者を委嘱することができる。

(委嘱期間)

第5条 嘱託員の委嘱期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、年度の中途において委嘱された嘱託員の委嘱期間は、当該年度の末日まで（第22条に規定する育児休業をしている嘱託員に代わってその業務を行うために委嘱された嘱託員にあっては、当該育児休業の期間の末日まで）とする。

2 前項の委嘱期間の終了後、市長は必要があると認めるときは、委嘱を更新することができる。

(勤務時間等)

第6条 嘱託員の勤務日は、1週間当たり33時間45分の範囲内で所属長があらかじめ指定する。

2 嘱託員の1日の勤務時間及び休憩時間は、次の表のとおりとし、各勤務日の勤務区分は、所属長があらかじめ指定する。

| 勤務区分 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|------|---------------------|-----------------------------|
| A | 午前8時15分から午後4時まで | 勤務時間の途中において所属長があらかじめ指定する1時間 |
| B | 午前8時45分から午後4時30分まで | |
| C | 午前9時から午後4時45分まで | |
| D | 午前9時30分から午後5時15分まで | |
| E | 午前10時30分から午後6時15分まで | |

(勤務を要しない日)

第7条 嘱託員の勤務を要しない日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 4週間を通じて8日とし、具体的な割り振りは所属長が指定する。

(2) 12月29日から翌年の1月1日までの日

(勤務時間等の割振りの変更)

第8条 所属長は、特に必要があると認める場合は、必要最少の期間に限り、第6条第2項に定める勤務時間及び休憩時間並びに前条に定める勤務を要しない日の割振りを変更することができる。

(年次有給休暇)

第9条 嘱託員が最初に委嘱された日の属する年度（以下「初年度」という。）における年次有給休暇の日数については、次のとおりとする。

| 委嘱された月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 日数 | 10日 | 10日 | 10日 | 10日 | 10日 | 10日 | 8日 | 7日 |

| 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----|----|----|----|
| 6日 | 4日 | 3日 | 1日 |

2 初年度から引き続き翌年度以降委嘱される嘱託員の2年度目以降の年次有給休暇については、次のとおりとする。

| 年度 | 2年度目 | 3年度目 | 4年度目 | 5年度目 | 6年度目 | 7年度目以降 |
|----|------|------|------|------|------|--------|
| 日数 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |

3 嘱託員は、前2項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度内に取得しなかった日数（当該日数に1日に満たない時間数があるときは、当該時間数を含む。次項において同じ。

)を翌年度に限り繰り越して取得することができる。

4 年次有給休暇は、前項の規定により繰り越された日数がある場合は、当該繰り越された分から先に取得するものとする。

5 年次有給休暇は、1日又は1時間を単位として与える。

6 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、当該嘱託員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

7 1時間を単位として与える年次有給休暇については、前項に定めるもののほか、常勤職員の例に準じて取り扱うものとする。

8 所属長は、年次有給休暇を嘱託員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(公務傷病による病気休暇)

第10条 嘱託員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、必要と認められる期間について病気休暇を与えるものとする。

(私傷病による病気休暇)

第11条 嘱託員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前条に掲げる場合を除く。)は、1の年度において10日の範囲内の期間について病気休暇を与えるものとする。

(産前産後の休暇)

第12条 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定の女性の嘱託員が休暇を請求した場合には、出産の日までの間の産前休暇を与えるものとする。

2 出産した女性の嘱託員に対しては、出産の日の翌日から8週間の産後休暇を与えるものとする。

(妊産婦である女性の嘱託員の健康診査及び保健指導を受けるための休暇)

第13条 妊娠中又は出産後1年以内の女性の嘱託員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合には、医師の証明等に基づき、次の各号に掲げる期間の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間の区分により、1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で最少限度必要な時間の休暇を与えるものとする。ただし、医師等の特別な指示があった場合には、その指示された回数とする。

(1) 妊娠23週まで 4週間に1回

(2) 妊娠24週から35週まで 2週間に1回

(3) 妊娠36週から分娩まで 1週間に1回

(4) 産後1年まで 1年間に1回

(妊産疾病休暇)

第13条の2 女性の嘱託員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、必要と認められる期間の休暇を与えるものとする。

(妊娠中の女性の嘱託員の通勤緩和)

第14条 妊娠中の女性の嘱託員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合には、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる期間の休暇を与えるものとする。

(育児時間)

第15条 1歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により嘱託員が当該嘱託員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって、当該嘱託員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である嘱託員に委託されている児童又は同条第1号に規定する養育里親（以下「養育里親」という。）である嘱託員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない嘱託員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。第17条、第21条及び第23条の2を除き、以下同じ。）を育てる嘱託員が育児の時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分（男性の嘱託員にあっては、その子の当該嘱託員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）を含む。）が当該嘱託員がこの条の休暇を使用しようとする日におけるこの条の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）の育児時間を与えるものとする。

(子の看護休暇)

第16条 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する嘱託員（1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は予防接種若しくは健康診断を受けさせる世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に

は、1の年度において5日（その子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間について子の看護休暇を与えるものとする。

（短期介護休暇）

第17条 次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う嘱託員（1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合には、1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間について短期介護休暇を与えるものとする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、
父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 嘱託員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

（生理日の就業が著しく困難な女性の嘱託員に対する措置）

第18条 生理日の就業が著しく困難な女性の嘱託員が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させない。

（忌引休暇）

第19条 嘱託員の親族が死亡したときは、嘱託員は、所属長の承認を得て次のとおり忌引休暇を受けることができる。

| 親 族 | 日 数 |
|----------------|---------------------------------------|
| 配偶者 | 7日 |
| 父母 | |
| 子 | 5日 |
| 祖父母 | 3日（嘱託員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日） |
| 孫 | 1日 |
| 兄弟姉妹 | 3日 |
| おじ又はおば | 1日（嘱託員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日） |
| 父母の配偶者又は配偶者の父母 | 3日（嘱託員と生計を一にしていた場合にあっては、7日） |
| 子の配偶者又は配偶者の子 | 1日（嘱託員と生計を一にしていた場合にあっては、5日） |

| | |
|--------------------|-----------------------------|
| 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 | 1日（嘱託員と生計を一にしていた場合にあっては、3日） |
| 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 | |
| おじ又はおばの配偶者 | 1日 |

2 葬祭のため遠隔の地に赴く必要のある場合には、前項の表に定める日数に実際に要した往復日数を加算することができる。

（特別休暇）

第20条 嘱託員が、天災地変その他特別の事情のため勤務することができない場合は、所属長は、次のとおり嘱託員に適宜に休暇を与えることができる。

| 事 | 由 | 承認を与える期間 |
|---|---|---------------|
| 1 | 選挙権その他公民としての権利の行使 | その都度必要と認める期間 |
| 2 | 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 | 上記同 |
| 3 | 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 嘱託員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該嘱託員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 嘱託員及び当該嘱託員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該嘱託員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。 | 連続する7日の範囲内の期間 |
| 4 | 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等（以下「災害等」という。）により出勤することが著しく困難であると認められる場合 | その都度必要と認める期間 |
| 5 | 災害等において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 上記同 |
| 6 | 嘱託員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の | 上記同 |

| | |
|--|------------|
| <p>申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p> | |
| <p>7 妊娠中の女性の嘱託員が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして適宜休息し、又は補食しようとする場合</p> | <p>上記同</p> |

(介護休暇)

第21条 次の各号のいずれにも該当する嘱託員が、申出を行った場合で、要介護者の介護をするため、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められるときには、指定期間内において必要と認められる期間について介護休暇を与えるものとする。

- (1) 委嘱期間（引き続き更新された場合は、更新前の委嘱期間を含む。）が1年以上である嘱託員
- (2) 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その委嘱期間（委嘱が更新される場合は、更新後のもの）が満了することが明らかでない嘱託員
- (3) 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上である嘱託員

(育児休業)

第22条 嘱託員（第1号から第3号までのいずれにも該当し、又は第4号に該当する者に限る。以下この条において同じ。）が、子を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合には、次項に定める範囲内の期間について育児休業をすることができるものとする。

- (1) 委嘱期間（引き続き更新された場合は、更新前の委嘱期間を含む。）が1年以上である嘱託員
- (2) その養育する子が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第3項に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その委嘱期間（委嘱が更新される場合は、更新後のもの）が満了することが明らかでない嘱託員
- (3) 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上である嘱託員
- (4) 委嘱期間の満了日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしており、かつ、委嘱の更新に伴い、その委嘱期間が満了した日の翌日を期間の初日とする育児休業が予定されている嘱託員

2 前項の育児休業をすることができる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

める範囲内の期間とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 嘱託員の養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）まで
- (2) 嘱託員の配偶者が、嘱託員が養育する子の1歳到達日以前にその子を養育するために育児休業をしている場合において、嘱託員がその子について育児休業をしようとする場合 その子が1歳2か月に達する日まで
- (3) 次のいずれかの要件に該当する嘱託員が、その養育する子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合 その子の1歳6か月到達日まで
 - ア その子について保育所の入所を希望しているが、入所できないこと。
 - イ その子の1歳到達日後に子を養育する予定であった配偶者が、次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 死亡、負傷、疾病等によりその子を養育することが困難な状態であること。
 - (イ) その子と同居しないこととなったこと。
 - (ウ) 産前6週間又は産後8週間以内であること。

3 前項の規定にかかわらず、同項第3号に該当し、1歳6か月到達日まで育児休業をする嘱託員のうち、次のいずれかの要件に該当する嘱託員が、その養育する子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合は、その子の2歳到達日まで育児休業をすることができる。

- (1) その子について保育所の入所を希望しているが、入所できないこと。
- (2) その子の1歳6か月到達日後に子を養育する予定であった配偶者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア 死亡、負傷、疾病等によりその子を養育することが困難な状態であること。
 - イ その子と同居しないこととなったこと。
 - ウ 産前6週間又は産後8週間以内であること。

(部分休業)

第23条 次の各号のいずれにも該当する嘱託員が、3歳に満たない子を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合には、1日の勤務時間の一部（1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内で、かつ、2時間から第15条に規定する育児時間又は次条に規定する介護時間を減じた時間の範囲内の時間に限る。）について部分休業をすることができるものとする。

- (1) 委嘱期間（引き続き更新された場合は、更新前の委嘱期間を含む。）が1年以上である嘱託員
- (2) 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上である嘱託員
- (3) 1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある嘱託員

2 部分休業の承認は、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて30分を単位として行うも

のとする。

(介護時間)

第23条の2 次の各号のいずれにも該当する嘱託員が、要介護者の介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該嘱託員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間の介護時間を与えるものとする。

(1) 委嘱期間（引き続き更新された場合は、更新前の委嘱期間を含む。）が1年以上である嘱託員

(2) 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上である嘱託員

(3) 1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある嘱託員

2 介護時間の承認は、1日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（前条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日にあつては、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間で30分を単位として行うものとする。

(報酬)

第24条 嘱託員の報酬及び費用弁償については、鹿児島市報酬及び費用弁償条例（昭和42年条例第27号）及び鹿児島市報酬及び費用弁償条例施行規則（昭和42年規則第25号）に定めるところにより支給する。

(報酬の減額)

第25条 嘱託員が勤務を要する時間に勤務しないときは、第9条に規定する年次有給休暇、第19条に規定する忌引休暇又は第20条に規定する特別休暇による場合を除き、その勤務しない1時間につき次項に定める勤務1時間当たりの報酬額の減額を行う。

2 勤務1時間当たりの報酬額は、報酬月額をその月の勤務を要する全時間数で除して得た額とする。

3 報酬の減額の基礎となる勤務しない時間数は、その月の全時間数によって計算するものとし、この場合において、時間数に1時間未満の端数を生じた場合の取扱いは、30分以上のときは1時間とし、30分未満の場合は切り捨てる。

4 減額する場合の勤務1時間当たりの報酬額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

5 休暇（第9条に規定する年次有給休暇、第19条に規定する忌引休暇及び第20条に規定する特別休暇を除く。）、第22条に規定する育児休業、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないときは、その月分の報酬は、支給しない。

(報酬の支給期日)

第26条 報酬の支給期日は、毎月22日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で、日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日)とする。

(報酬の口座振替)

第27条 報酬は、嘱託員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(公務災害補償)

第28条 嘱託員の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第151号)の定めるところによる。

2 嘱託員の公務上の災害に対する見舞金については、鹿児島市職員等公務災害見舞金支給条例(昭和48年条例第50号)の定めるところによる。

(健康診断)

第29条 嘱託員は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第5項の規定により、市長が行う健康診断を受けなければならない。

(社会保険)

第30条 嘱託員の社会保険については、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定により取り扱うものとする。

(服務)

第31条 嘱託員は、職務の遂行に当たっては、誠実に、かつ、全力を挙げて執行しなければならない。

2 嘱託員は、職務の遂行に当たっては、法令、条例、規則及びこの要綱の定めに従い、かつ、所属長の職務上の命令に従わなければならない。

3 嘱託員は、市の信用を傷つけ、又は市全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(公金の取扱い)

第32条 嘱託員は、収納した現金又は小切手の保管及び関係書類の引継ぎについては、所属長の指示に従うものとする。

(事故報告)

第33条 嘱託員は、次に掲げる事故が発生したときは、直ちに所属長に報告するとともに、事故報告書を提出しなければならない。

(1) 収納した手数料に係る現金又は小切手の亡失

(2) 交付を受けた帳票類及び貸与された物品等の損傷又は亡失

(3) 職務の遂行による人身事故又は物損事故

(身分証明書の携帯)

第34条 嘱託員は、職務を遂行するときは常に身分証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

(損害賠償)

第35条 嘱託員は、その職務の遂行に当たり故意又は重大な過失（現金については故意又は過失）により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解嘱)

第36条 市長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、これを解嘱することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(2) この要綱の規定に違反した場合

(3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

(4) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(5) 制度の改廃又は予算の減少により委嘱することができなくなった場合

(6) 本人が解嘱を希望する場合

(7) 前各号に規定する場合のほか、嘱託員として必要な適格性を欠く場合

(委任)

第37条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

